美波町議会 議長 川 尻 竹 藏 様

美波町議会議員政治倫理審査会 会長 丸 龍 孝 敏

審査結果報告書

令和2年8月14日付けで提出された審査請求について、美波町議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。

審査請求の対象となった 議員の氏名	北山朝彦 議員
審査請求書提出者の氏名	松本晋児 議員、岩瀬公 議員、舛田邦人 議員、山本正男 議員
審査請求の対象となった 事由の該当条項	美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号
審査請求の対象となった 事由の内容	令和2年7月21日 西由岐漁協、東由岐漁協、 志和岐漁協の3漁協が設定している禁漁区(ウメトラ)で密漁を行い、タコカゴは令和2年7月2 2日~令和3年7月21日 エビ網は令和2年7 月22日~令和2年12月31日まで操業停止の 処分を受けたことに対する疑義について
審査の結果	美波町議会議員政治倫理審査請求 適している 5名 適していない 2名 美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号 の規定 違反している 5名 該当しない 2名
措置を講じる場合の意見 の内容	辞職勧告相当 4名 該当しない 2名 議長が必要と認める措置 1名 であると判断する。

美波町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 審査会の設置

令和2年8月14日付けで町議会議員4名(松本晋児議員、岩瀬公議員、舛田邦人議員、山本正男議員)から美波町議会議員政治倫理条例(以下、「条例」という。)第4条の規定に基づく審査請求書が議長に提出された。議長は、条例第5条の規定に基づき8月21日に美波町議会議員政治倫理審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、議員7名を審査会委員に任命した。

審査会委員氏名(7名)

丸龍孝敏 副議長

山本正男 議員

舛田邦人 議員

松本晋児 議員

岩瀬 公 議員

中川尚毅 議員

宮原英夫 議員

2 審査の経過

第1回 令和2年8月21日(金) 出席委員7名

議題	内 容
1. 会長について	1. 委員全員で協議を行い、丸龍孝敏委員を会
	長に選任した。
2. 今後の審査について	2. 次回の日程について協議した。

第2回 令和2年8月27日(木) 出席委員7名

議題	内 容
1.審査請求の適否等について	1. 美波町議会議員政治倫理条例の内容の確認
	のあと、審査請求が適正かどうかを審査し
	た。
	また、操業停止の根拠となるものについて
	審査会として確認することとした。

第3回 令和2年9月7日(月) 出席委員7名

議題	内 容
1. 審査請求の適否等について	1. 8月31日に漁業関係者から聞き取ってき
	たことを、説明した。
	2. 9月4日に、北山朝彦議員代理人大西聡弁
	護士より送付されてきた弁明書を、説明し
	た。
	3. 美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項
	第2号の規定に該当するか審議した。

第4回 令和2年10月9日(金) 出席委員7名

<u> </u>	
議題	内 容
1. 審査請求の適否について	1. 9月15日に、北山朝彦議員代理人大西聡 弁護士より送付されてきた弁明書(2)を、
	説明した。
	2. 美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項
	第2号の条例解釈について、徳島県町村会
	顧問弁護士の条例解釈についてを説明を
	した。
	3. 美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項
	第2号の規定に該当するか審議した。

第5回 令和2年10月16日(金) 出席委員7名

議題	内 容
1. 審査請求の審議	1. 漁業関係者から事実関係を聞き取った。

第6回 令和2年10月27日(火) 出席委員7名

議題	内 容
1. 審査請求の審議	1. 北山朝彦議員から事実関係を聞き取った。

第7回 令和2年11月2日(月) 出席委員7名

議題	内 容
1. 審査請求の審議	審査結果報告書(案)の様式と内容について審
	議した。

第8回 令和2年11月10日(火) 出席委員7名

	議題	内 容
1.	審査結果報告書(案)につ	審査結果報告書(案)の内容について審議し
	いて	た。

3 審査の結果に至る各委員の意見

○丸龍孝敏委員

禁漁区でのタコ漁操業と操業停止の処分について、漁業関係者と北山議員から事実関係を確認した。禁漁区内でのタコカゴの設置場所については両者の意見が分かれたが、漁業関係者には多数の目撃者があることから、漁業関係者から聞き取ってきたタコカゴの設置場所が信用できる。

また、操業停止の処分についても、北山議員本人も承諾している。

美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号 「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎みその職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」とあるが、北山議員は、美波町議会議員政治倫理条例の第3条第1項第2号の解釈について、この「職務」を議員活動に限定しないとすれば、美波町議会議員は、日常のあらゆる活動が同条例の対象となってしまい不都合であるばかりか、同条例第1条の目的から逸脱してしまいます。そうであるとしますと、この度のことは、当方の議会活動に関してのことではありませんので、同条例の適用外である。と弁明書を提出しているが、私はこの条例では、議員は町民全体の代表者として、その品位と名誉を害するような行為や町民に不正の疑惑を持たれる行為をしないことであるため、この条例に違反していると判断した。

北山議員がよく発言される住民から付託を受け、町民の代表者たる議員として自覚を持ってと言われます。今回の禁漁区でのタコカゴ漁に対する行動、言動等は議員としての自覚・反省の態度のないことは誠に遺憾です。

よって、北山議員に対する措置として、議員辞職勧告相当であると考える。

○山本正男委員

美波町議会議員政治倫理条例に違反していると判断する 理由

- ①3漁協組合から1年間の操業停止処分を鑑みての判断
- ②漁業組合関係者、北山議員との聞き取り調査による結果の相違はあるが、客観的に捉えて「真実は1つ」と言う組合関係者の方々の言葉を信じ、総合的に判断とする。

議長が必要と認める措置とする。

○舛田邦人委員

美波町議会議員政治倫理条例の第3条第1項第2号には、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して 不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこととある。

倫理審査会の中で私は、この倫理条例が制定された経緯等を説明し、議員としての職務上に関わるのは当然のこと、プライベートな行動にも該当すると述べた。条例の一部改正時、北山議員の発言の中にも、「自らが襟を正し議員の意気を示す条例である」と述べており、このことについては全議員が了解したものと考えている。

8月22日の徳島新聞に「美波町議 禁漁区で密漁」「漁協から操業停止処分」と掲載されたが、その中で「禁漁区を正確に把握していなかった。猛省している」と述べている。後日、話はややこしく展開していくが、私は既にこの時点で議員倫理条例に抵触すると考える。「火のないところに煙は立たず」の言葉通り、まさに疑惑を持たれる行為そのものであり、その第3条第1項第2号に当てはまる。また新聞やテレビのマスコミにも取り扱われ、町内はおろか他の市町村や議会・徳島県民に当事件が知れ渡り、議員・議会の信用・信頼・品位等を著しく失墜された。このことは倫理条例第3条第1項第1号「町の名誉を傷つける行為をしないこと」にも触れる恐れがある。

最初の段階で猛省をしていたなら、漁協や議会などに謝罪しておけばこれほどまで問題化されなかったと思われるが、弁明書①や②を提出、その状況を一転させたのは驚いた。そのことにより、ますます北山議員の資質自体を疑わざるを得なくなったのは当然である。また漁業関係者から事実関係の聞き取りでは生々しい証言が丁寧に、そして力強く現場の状況が手に取るようにわかった。多くの現認者がいるというのも説得力があり、納得理解するには充分すぎたものであった。

昨今、密漁事件が増え、漁業組合員や公務員までが逮捕起訴されたとの報道 も多い。町議会議員は町の特別職の公務員とされており、この事件の当事者で あるというのは大きな社会的責任があり免れるものではない。また北山議員は常に「町民重視」「町民の知る権利」「町民の付託を受けて」などもっともな言葉を使うが、その町民である漁業者が育て守っている豊穣の海で自ら疑惑を持たれる事件を起こしたということは、美波町議会議員政治倫理条例に抵触するものと考える。

私は北山議員に対し、議員辞職勧告が相当であると結論づける。

○松本晋児委員

審査の結果

- ①7月21日に3組合磯士会が午前9時30分から漁場のごみ・ヒトデの駆除の清掃中に禁漁区(ウメトラ)でのタコ漁操業を発見(複数者)した。また、東由岐漁協組合員2人にも、北山議員が禁漁区でタコ漁を操業していることを確認してもらった。
- ②東由岐漁協組合長が北山議員に連絡し、西由岐の港で禁漁区にタコ籠を設置したことを認めた。
- ③東由岐漁協組合長、副組合長、理事3名で北山議員に漁の操業停止を伝えた。 本人からの異議もなく了承した。
- ④今回の密漁事件で組合員からの事実確認の聞き取りに対し、北山議員の発言は180度異なっていること。
- ⑤8月22日の徳島新聞で禁漁区を正確に把握してなかった。猛省しているなど、その場その場で虚偽の発言をしている。
- ⑥当初は、密漁を認め、操業停止も了承していたが、事件後約2カ月が経過してから非を認めず、組合側に転嫁するなど悪質である。

美波町議会議員政治倫理条例第3条第1項第2号に該当する。

措置を講じる場合の意見の内容

議員辞職勧告であると判断する。

○岩瀬公委員

この条例は、平成23年6月定例会において美波町議会議員政治倫理条例が 制定された。

北山議員は、美波町議会議員政治倫理条例の第3条第1項第2号は、この度のことは、当方の議会活動に関してのことではありませんので、そもそも同条例の適用外ということになりますと言っているが、その時の発言で、この条例は、議員自ら襟を正す。議員の意気を示す条例である。一人の住民にも応えなければならない。町民の信頼に応えるための条例でなければならない。と発言している。

議員として、「町の名誉を傷つけるような行為をしないこと」にも大きく違反

している。

7月21日北山議員は、禁漁区でタコ漁を操業していたことが発覚したことから漁業権を持つ東由岐、西由岐、志和岐漁協よりタコかご・エビ網の操業停止の処分を受けた。

漁獲量の減少と魚価の低迷による漁業収入の減少に伴い、水産資源の維持、漁業生産を図っていくため、若い漁業者が中心となり、地先の磯根資源の増大と資源管理など、また「みなみの恵みの研究会」等が繁殖保護、新たな魚種の放流事業、海藻養殖などに取り組んでいる中、東由岐漁業組合の中心的(筆頭理事)な役職でもありながら、三漁協が決めている禁漁区で操業違反する行為は許されるものではない。

8月22日の新聞報道で北山議員は、「禁漁区を正確に把握してなかった。 猛省している。」と述べているにもかかわらず漁業者から事情確認したことと 大きく異なった弁明書(1)(2)が当委員会に提出された。この行為は、町民 全体の代表として、信用、信頼、品位等を著しく損ない、反省の全くないこの 度の行いは厳しく処せるべきと考える。このことから、美波町議会議員政治倫 理条例に違反していると判断する。

よって、北山朝彦議員に対し、議員辞職勧告相当であると結論いたします。

○中川尚毅委員

審査請求の適否

美波町議会議員政治倫理条例第3条(政治倫理基準)(2)、「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」を事由に審査を請求しているが、議員としての地位を利用した行為に当たるのか、また議員の品位・名誉を損なうものかについて、審査会としての調査・議論が不十分である。

しかし、職務に関する不正とは言えないので、請求は不適当である。

倫理基準違反の在否

審査請求書の請求理由に、「密漁」で「処分を受けた」とあるが、漁業関係者 2人からの聞き取りでは、密漁を示す証拠が一切なく、証言にも具体的な証拠 が示されない。また新聞記事にも密漁を示す客観性はないにも関わらず、証言 の食い違いを解明し、事実を確認するための聞き取りなど、審査会としての調 査は行われていない。

密漁でない可能性が高いと考えられる。

措置を講じる場合

審査請求が理由としている「密漁」が認定されていないこと、また、議会の 品位・名誉を損なう職務に関する不正でないことなどから、該当しないと考え る。審査会としては、事実の解明に努力すべきである。

○宮原英夫委員

1審査請求の適否

条例第4条に規定する「違反の疑いがある事を証する書面」として、「北山朝彦(東由岐)操業停止」と題する書面が提出された。この書面の作成者、作成月日等が不明であり、作成者の責任の所在が明確でないこと。また、この書面の取得者は審査請求者でなく、議長、副議長らであり、審査会に提出された経過にも疑問がある。従って、適正な書面の添付があるとは認められないので、審査請求は不適格である。

2倫理基準違反の在否

(1)議員が蛸漁の操業停止処分を受けたことが政治倫理基準に違反するとして請求されたものである。

条例第3条1項2号では、「その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。」と規定。

審査会では、この条項の「その職務に関し」の解釈が分かれ、採決(賛成4:反対2)の結果、蛸漁が審査の対象になると決定し、審査が進められた。

しかし、採決で審査の対象になるとした賛成4名は本件審査請求者であり、審 査会に求められる中立、公正の観点からも疑問である。

「蛸漁」が議員の職務に関係するものでないことは常識的にも明らかであり、 審査の対象になるとは認められないこと。

- (2)審査請求の理由では「組合規定を破り自分勝手な行動(蛸漁)をとり、」と指摘しているが、これまでの審査の結果、関係の三漁業協同組合には蛸漁の罰則規程がないことが明らかになった。このため、請求者が「組合規定を破ったこと」が政治倫理基準に違反するとした根拠がなくなったことから、適法な審査請求ではないこと。
- (3) 三漁業協同組合で決定した組合の罰則規定に基づかない操業停止処分は、適正な手続きを保障したものではなく、町議会で取り上げることは不適切である。

また、禁漁区内での操業が客観的に証明されていない。

- (4)上記(1)、(2)、(3)の理由により政治倫理基準に違反する行為はない。
- 3措置を講じる場合

政治倫理基準違反に該当しないため、措置はできない。

4その他

条例を補完する規則が制定されていない中で、審査会の設置は不適切である。 審査会の運営等に疑義が生じ、課題が残る。規則を整備する必要がある。

- 4 審査請求の適否(各委員の意見より) 適している 5名(丸龍委員 山本委員 舛田委員 松本委員 岩瀬委員) 適していない 2名(中川委員 宮原委員)
- 5 倫理基準違反の在否(各委員の意見より) 在している 5名(丸龍委員 山本委員 舛田委員 松本委員 岩瀬委員) 在していない 2名(中川委員 宮原委員)
- 6 措置を講じる場合(各委員の意見より) 辞職勧告 4名(丸龍委員 舛田委員 松本委員 岩瀬委員) 該当しない 2名(中川委員 宮原委員) 議長が必要と認める措置 1名(山本委員)